



金沢市公報

号外第7号の4

平成17年(2005年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	
条例		例	(保険年金課) 3
金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例			
(税務課)	1		

条 例

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市条例第45号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「、年齢65歳以上の者」を削る。

第32条の2第1項ただし書中「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「同条第3項」を「同条第4項」に、「第1項の申告書」を「前項の申告書」に改める。

第43条の8第1項中「翌々年度」の次に「(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(以下この条及び第46条の2第2項において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この条及び第46条の2第2項において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(以下この条及び第46条の2第2項において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)」を加え、同条第2項中「翌々年度分」の次に「(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分)」を加える。

第46条の2第2項中「翌々年度」の次に「(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)」を加える。

第71条第1項及び第2項中「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第3項中「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第118条第2項中「第25項から第30項まで、第32項から第34項まで、第36項、第39項又は第40項」を「第23項から第28項まで、第30項から第32項まで、第34項、第37項又は第38項」に改める。

附則第7条第1項中「平成18年度」を「平成21年度」に改める。

附則第9条の3第1項中「附則第7条の2第11項各号」を「附則第7条の2第13項第1号」に改め、同条第2項中「平成8年度から平成17年度まで」を「平成17年度から平成20年度まで」に改める。

附則第19条中「第49項」の次に「、第51項」を加え、「第56項」を「第59項」に、「第40項」を「第38項」に改める。

附則第19条の5第1項第2号中「(附則第21条第1項の規定の適用がある場合には、同項第2号に規定する合計額。以下この号において同じ。)」を削る。

附則第21条の2第1項中「この項から第3項まで及び次条第1項」を「この項及び次項並びに附則第21条の2の3」に、「第5項第1号」を「第4項第1号」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項第2号中「附則第21条の2第4項」を「附則第21条の2第3項」に改め、同条第5項を同条第4項とする。

附則第21条の2の4を削る。

附則第21条の2の3中「附則第35条の2の3第1項」を「附則第35条の2の4第1項」に改め、同条を附則第21条の2の4とする。

附則第21条の2の2第1項中「前条第1項」を「附則第21条の2第1項」に、「附則第18条の2第2項」を「附則第18条の3第2項」に、「同条第5項第1号」を「同条第4項第1号」に改め、同条第2項を削り、同条を附則第21条の2の3とする。

附則第21条の2の次に次の1条を加える。

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第21条の2の2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令附則第18条の2第1項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座(その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座)に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡(これに類するものとして政令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項、次条及び附則第21条の2の4において同じ。)をした場合には、政令附則第18条の2第3項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第1項の規定は、政令附則第18条の2第4項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第32条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第32条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

附則第21条の2の5第2項中「第4項」を「第3項」に、「附則第21条の2の2の」を「附則第21条の2の3の」に、「附則第21条の2の2第1項」を「附則第21条の2の3」に改める。

附則第21条の3第2項中「第9項」を「第8項」に改め、同条第4項中「第4項」を「第3項」に、「附則第21条の2の2の」を「附則第21条の2の3の」に、「附則第21条の2の2第1項」を「附則第21条の2の3」に改め、同条第7項中「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改め、同条第8項を削り、同条第9項中「第7項」を「前項」に改め、同項を同条第8項とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第19条第1項、第32条の2第1項及び第2項並びに附則第21条の2の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、附則第21条の2の2から第21条の2の5までの改正規定、附則第21条の3の改正規定(「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める部分を除く。)並びに次条第2項から第9項までの規定は、平成18年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の金沢市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成16年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第19条第1項第2号の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、第8項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3 平成18年度分の個人の市民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が1,250,000円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新条例第28条の規定の適用については、同条中「3,000円」とあるのは、「1,000円」とする。

4 市は、平成18年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が1,250,000円

以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割（新条例第19条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第30条の7第1項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第30条の7第1項の規定の適用については、同項中「第30条の3及び第30条の4」とあるのは、「金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成17年条例第45号）附則第2条第4項」とする。

- 5 平成19年度分の個人の市民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が1,250,000円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第28条の規定の適用については、同条中「3,000円」とあるのは、「2,000円」とする。
- 6 市は、平成19年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が1,250,000円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割（新条例第19条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第30条の7第1項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第30条の7第1項の規定の適用については、同項中「第30条の3及び第30条の4」とあるのは、「金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成17年条例第45号）附則第2条第6項」とする。
- 7 新条例附則第21条の2の2の規定は、平成17年4月1日以後に同条第1項に規定する事実が発生する場合について適用する。
- 8 新条例附則第21条の3（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）第5条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。）第37条の13第1項第1号に定める特定株式に関する部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第 号）の施行の日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用し、所得割の納税義務者が同日前に払込みにより取得をした同号に定める特定株式については、なお従前の例による。
- 9 新条例附則第21条の3（新租税特別措置法第37条の13第1項第4号に定める特定株式に係る部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が平成17年4月1日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成16年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市条例第46号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条の3第2号中「第72条の3第1項」を「第72条の2の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の3第1項」に、「第72条の2第1項」を「第72条の2の2第1項」に改める。

第26条の7第2号中「第74条」を「第72条の2の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第74条」に、「第72条の2第1項」を「第72条の2の2第1項」に改める。

附則第3項を次のように改める。

- 3 平成17年度における第19条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第16項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「法附則第15項の規定による交付金その他」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市国民健康保険条例第19条の3、第26条の7及び附則第3項の規定は、平成17年度以後の年度分の保険料について適用し、平成16年度分までの保険料については、なお従前の例による。

平成17年(2005年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
定価	100円	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	